

■施設使用料

【令和8年4月1日改定】

区 分			使 用 料		
			貸 切 り の 場 合		
			午前9時から午後5時 まで1時間までごと(円)	午後5時から午後9時 まで1時間までごと(円)	冷 暖 房 費 1 時 間 当 た り (円)
第1道場(柔道場) 又は 第2道場(剣道場)	アマチュアスポー ツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	1,760	2,260	6,300
		入場料を徴収する場合	5,410	6,900	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	8,880	11,520		
弓 道 場	アマチュアスポー ツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	770	990	/
		入場料を徴収する場合	2,330	3,030	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	3,910	5,080		
相 撲 場	アマチュアスポー ツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	360	470	
		入場料を徴収する場合	1,150	1,490	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1,940	2,540		
ト レ ニ ン グ 場			410	520	
会 議 室			410	520	410

備 考

- 貸切りの場合において、この表に定める使用時間以外の時間に使用するときの使用料は、1時間までごとに、この表の午後5時から午後9時まで1時間までごとの欄に掲げる額とする。
- 貸切りの場合において、連続して8時間以上使用するときの使用料の額は、この表及び前号の規程に基づき算出した額の8割に相当する額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。
- 貸切りの場合において、第1道場(柔道場)又は第2道場(剣道場)の2分の1を使用するときの使用料の額は、この表及び前2号の規程に基づき算出した額の5割に相当する額とする。
- 冷暖房装置を使用する場合(貸切りの場合に限る。)の冷暖房料は、規則で定める額とする。

区 分	貸切りでない場合(1人1施設1回につき)	
	当日利用券	回数券(11枚綴)
幼稚園の幼児、小学校の児童、 中学校若しくは高等学校の生徒 又はこれらに準ずる者	50円	500円
大学の学生又はこれに準ずる者	120円	1,200円
上記以外の者 (3歳未満の者を除く。)	170円	1,700円

■設備使用料

区 分	単 位	使 用 料
放 送 設 備	一 式	1日につき2,400円
折 り た た み 机	一 脚	1日につき 60円
折 り た た み 椅 子	一 脚	1日につき 30円
シ ー ト	一 式	1日につき6,010円